

帝京科学大学紀要投稿規程

(目的等)

第1条 帝京科学大学（以下、「本学」という。）における教職員等の教育・研究成果を社会に広く発信し、学術分野での研究促進及び教育能力の向上と発展に寄与することを目的として、帝京科学大学紀要（以下、「紀要」という。）を年1回（3月）に発行する。

2 紀要の英文は、「Bulletin of Teikyo University of Science」とする。

3 紀要の編集及び発行は、本規程の定めるところによる。

(投稿資格)

第2条 紀要に投稿できる者は、本学の常勤教職員（退職者を含む）、非常勤教職員及び本学大学院生（修了生を含む）とする。投稿資格を有する者が責任ある立場から研究を行い執筆したものである場合、共著者として学外の者を加えることができる。

2 その他、紀要編集委員会（以下、「委員会」という）が必要と認めた場合は投稿できるものとする。

(原稿の種類)

第3条 紀要に投稿できる原稿の種類は、下記のとおりとする。

(1) 総説 Review

特定の主題について最近の研究成果を広い視点から整理、位置づけし、その研究の流れの理解に資するもの（著者は、その分野の研究に精通し、比較的長い研究歴を有することが望まれる。）

(2) 原著論文 Original Article

他の学会誌等に未発表のものとし、主題にそって行われた実験・調査の報告であり、独創的かつ新事実を含み、新たな科学的知見をもたらすもの

(3) 研究ノート Note

先行論文のまとめ、調査・研究・開発の部分的まとめ、立証をもう一步進める必要がある斬新な発想、又は、資料として今後の研究に有効と判断されるもの

(4) 研究・教育・社会活動の報告 Activity Report

本学における研究・教育・社会活動の報告で、記録にとどめ情報を共有する価値のあるもの（暦年的な活動の同様趣旨の報告については、原則として1回とする。）

(5) 事業報告 Project Report

本学における研究・教育事業の報告（暦年的な活動の同様趣旨の報告については、原則として1回とする。）

(6) エッセイ Essay

比較的自由な形式と内容の論考、新しい発想やユニークな構想に基づく論考、又は研究ノートや原著論文につながる可能性のある論考と判断されるもの

(投稿本数)

第4条 同一巻への筆頭著者としての投稿本数は、総説、原著論文、研究ノートに関しては1人1編までとする。但し、第2著者以降の共著論文については制限しない。また、研究・教育・社会活動の報告、事業報告等、エッセイ等に関しては投稿本数を制限せず、総説、原著論文、研究ノートのいずれかを投稿している場合でも投稿可能とする。

(原稿の体裁)

第5条 原稿は和文又は英文とする。英文の場合には、原則としてネイティブのチェックを受けたのち投稿する。原稿はワープロを使用し、A4判（上下左右に各20mmの余白）に12ポイントで1行40字（英文はspaceを含め約80字）、36行の横書きとする。原稿は電子媒体で提出する。使用するワープロソフトはMS・WORD、テキストファイルのいずれかとする。

(原稿の長さ)

第6条 原稿の長さはいずれも原則として、図・表を含み下記のとおりとする（刷り上がり1ページの字数は約2,200字であるので、文字のみの場合、上で述べた原稿（40字×36行）1.5枚分に相当する）。なお、半ページの大きさの図表1つを1,100字として換算する。英文原稿に関しては、刷り上がりのページを勘案し、準じた扱いとする。

(1) 総説

21,600字以内（原稿15枚、刷り上がり10ページ相当）

(2) 原著論文

21,600字以内（原稿15枚、刷り上がり10ページ相当）

(3) 研究ノート

17,280字以内（原稿12枚、刷り上がり8ページ相当）

(4) 研究・教育・社会活動の報告

17,280字以内（原稿12枚、刷り上がり8ページ相当）

(5) 事業報告

12,960字以内（原稿9枚、刷り上がり6ページ相当）

(6) エッセイ

8,640字以内（原稿6枚、刷り上がり4ページ相当）

(原稿の形式)

第7条 下記の(1)～(7)を番号順に配列し、表題ページを1ページとしてページ番号を付ける。

(1) 表題ページ

原稿の種類及び表題、著者名、所属、英文表題（英文の原稿には和文表題）、ローマ字表記の著者名を記載する。共著の場合は所属が対応する様、左肩に通し番号を

つけて併記する。

例：¹科大太郎 ²帝京次郎

¹帝京科学大学 ²帝京大学

著者名の英文表記は、最初に名、ついで姓の順序とする。姓はすべて大文字とし、名は頭文字だけを大文字とする。姓と名の間には **comma** は付けない。

例：「科大太郎」は「**Taro KADAI**」とする。

(2) 抄録 Abstract

総説、原著論文には、抄録を付ける。本論が和文の場合は **250 words** 程度の英文抄録、本論が英文の場合は **250 words** 程度の英文抄録及び 800 字程度の和文抄録を付けるものとする。

(3) キーワード Keywords

英文および和文による 5～10 語 (**words**) のキーワードを記載する。

(4) 本 文

和文の句読点は全角「、」「。」を用いる。

(5) 図・表・写真

図・表・写真は本文中に挿入し、記載の順序に番号を付け、キャプションを記す。

総説、原著論文のキャプションは、和文原稿の場合は日本語と英語の二段表記とする。

例：和文の場合 図 1, 図 2, ... ; 表 1, 表 2, ...

英文の場合 **Fig. 1, Fig. 2, ... ; Table 1, Table 2, ...**

番号の位置は、図の場合は図の下部、表の場合は表の上部とする。

図表に対する注は、図・表ともに図・表の下部とする。

(6) 注 釈

注は、*1,*2,のように*を付した通し番号による上付き数字で示し、本文の後(参考文献の前)に【注】の項目を建て一括して記す。

例：... である*1。

【注】

1. 注は本文の後に一括して示す。

(7) 文献引用

文献引用については以下の書式に従う。

本文中に引用順に番号を付け、該当箇所に片括弧付きの上付き数字で示す。

例：1 編の場合... である¹⁾

2 編の場合... であった^{2,3)}

3 編の場合... であろう⁴⁻⁶⁾

本文末尾に参考文献の項を建て、本文中の引用順に 1) 2) 3) ...と番号を付け、下記の形式で列記する。著者は全著者名を表記することが望ましいが、多数名にわたる場合には、和文著者名では「ほか」、欧文著者名では「et al.」を用いて、一部省略することができる。

① 雑 誌

著者名：表題. 雑誌名(略称を用いる、斜体で表示), 巻(号)： ページ (先頭ページー最終ページ) , 発行年(西暦).

例：科大太郎, 帝京次郎, 平成三郎： 高齢者の都市空間認識. *帝京科学大学紀要*, 11(1)： 55-59, 1999.

T. Kadai, J. Teikyo, S. Heisei and S. Teidai : Simplification of optical disk cluster drive. *IECE Trans. Electron.*, 80(9) : 1149-1153, 1997.

② 書籍の中の論文

著者名：表題. 書籍の編集者又は共著者, 書名(斜体で表示), 出版社, 発行年, 引用論文のページ.

例：科大太郎：西欧科学受容の日本的特性. 平成三郎, 科大太郎, 帝京次郎 (共著) , *科大講座科学／技術と人間 9 巻 思想としての科学／技術*, 科大書店, 1999, pp.29-57.

T. Kadai, J. Teikyo and S. Heisei : Ontogenetic analysis of brainstem mechanisms of ingestive activities in vitro. In : J. Teikyo and S. Heisei (eds.), *Neurobiology of Mastication*, Elsevier Science BV, 1999, pp.312-326.

③ 書 籍

著者名：書名(斜体で表示), 出版社, 発行年.

例：科大太郎： *コトバの壁－外国人の目で読む日本文学*, 科大書店, 1996.

T. Kadai : *Keats, Huut and the Aethetics of Pleasure*, Palgrave, 2001.

一部を引用する場合は、引用箇所のページを書籍中の論文に準じて付記する。

④ 電子ジャーナル中の論文

著者名：表題. 雑誌名(略称を用いる、斜体で表示), 巻(号)： ページ (先頭ページー最終ページ) , 発行年(西暦), 入手先, (参照日付).

例：科大太郎, 帝京次郎： 高齢者の都市空間認識. *帝京科学大学紀要*, 11(1) : 55-59, 1999. doi:10.18881/00000740, (参照 2021-02-24).

⑤ ウェブサイト中の記事

著者名：Web ページの題名. Web サイトの名称, 入手先, (参照日付).

例：科大太郎： 本学紀要と学術リポジトリの概要. 帝京科学大学, <https://www.ntu.ac.jp/library/toshi.html>, (参照 2021-02-24).

(投稿の締切)

第8条 締切りは別に定める。

(原稿の投稿)

第9条 紀要に投稿しようとする者は、委員会が定める期日までに、紀要編集委員会事務局に対し、委員会が指定する内容に従って論文を提出しなければならない。

(審 査)

第10条 投稿された論文の審査は、二重匿名審査方式（査読者に対しては投稿者の氏名を、投稿者に対しては査読者の氏名を示さない方式）によって行うが、事務局にて投稿原稿から削除する項目は論文のタイトルページの著者名・所属のみとし、本文中の文章、図表、参考文献に記載されている著者関連情報は削除しない。

(論文掲載の可否)

第11条 投稿論文の掲載可否は編集委員会が決定する。委員会が必要と認めた場合は、原稿の体裁・内容などについて、編集委員により指名された査読者による査読を経て著者に修正を求めることがある。査読者による査読は（原則として）2回までとする。

(二重投稿の禁止)

第12条 他の学術雑誌等に既に掲載された、もしくは投稿中のものと類似した内容の原稿は受け付けない。二重投稿が判明した場合には、論文採択が決定された後でも掲載を取り消す。

例：①同じ内容の和文と欧文の論文

②既発表の論文のデータ数や解析方法等を変えただけで、新たな結論が追加されていないもの。

2 機関リポジトリ等にて全文が公開されている学位論文は、そのままの内容では投稿できない。全文が公開されていない学位論文に基づいた論文を投稿するときには、そのことを本文中に記載する。

(倫理指針)

第13条 人および動物を対象とした研究は、本学規則および関連する法ならびに倫理的を遵守するものとする。

2 本学「人を対象とする研究に関する倫理規程」により、該当する審査委員会の承認が必要とされる研究については、審査委員会で承認済みであることを論文（方法）に記載する。筆頭著者の所属する施設内に審査委員会が設置されていない場合は、本学審査委員会に審査を依頼し、承認を得ることとする。

3 個人情報について、「学校法人帝京科学大学個人情報保護規則」および個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）で定められた個人情報が含まれる場合は、インフォームドコンセント実施に係るすべての手続きは論文（方法）に記載する。

4 本学「動物実験及び動物飼養に関する規程」により、該当する審査委員会の承認が必

要とされる研究については、審査委員会で承認済みであることを論文（方法）に記載する。筆頭著者の所属する施設内に審査委員会が設置されていない場合は、本学審査委員会に審査を依頼し、承認を得ることとする。

（利益相反）

第 14 条 特定の企業や団体により依頼された研究や試験の場合は、研究実施者と関係する企業や団体との利害関係を開示する必要がある。応募時に、所定のフォームに利益相反の有無を記載し、編集委員会に報告する。利益相反がある場合には、その旨を論文末に記載する。

（校 正）

第 15 条 投稿者が自らの責任で校正を行う。

2 校正は、原則として編集に関わる修正（誤脱字、句読点、図表の配置、軽微な表現の訂正など）のみを対象とし、大幅な修正・加筆は認めない。

（費 用）

第 16 条 掲載料は無料とする。別刷に要する費用は、著者の負担とする。

（著作権等）

第 17 条 投稿された論文等の著作権は、本学に帰属するものとする。

2 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。

3 投稿者は、本学に対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体（CD-ROM、DVD-ROM 等）への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。

4 投稿者は、本学及び本学が委託する機関等に対して、当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

（改 廃）

第 18 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

平成 16 年 10 月 14 日制定

平成 17 年 2 月 16 日改定

平成 18 年 10 月 4 日改定

平成 19 年 10 月 3 日改定

平成 20 年 10 月 22 日改定

平成 22 年 10 月 15 日改定

平成 24 年 10 月 3 日改定

平成 25 年 10 月 9 日改定

平成28年 6月 8日改定

平成29年 8月21日改定

平成30年 4月25日改定

平成31年 2月12日改定

令和 3年 2月16日改定

令和 3年 7月 6日改定

附 則（帝京科教第199号 令和5年7月4日）

この規程は、令和5年6月16日から施行する。

附 則（帝京科教第149号 令和6年6月26日）

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

附 則（帝京科教第201号 令和7年7月2日）

この規程は、令和7年6月30日から施行する。

附 則（帝京科教第216号 令和8年7月24日）

この規程は、令和8年7月16日から施行する。